

飯田市エシカル消費啓発キャラクター「エシカップ」使用規程

飯田市長

(趣旨)

第1条 この規程は、飯田市エシカル消費啓発キャラクター「エシカップ」(以下「エシカップ」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(エシカップのデザイン)

第2条 エシカップのデザイン(以下「デザイン」という。)は、別図のとおりとする。

(使用申請)

第3条 デザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ「エシカップ」使用承認申請書(様式第1号)にデザインを使用する制作物の完成見本その他デザインの使用の方法が確認できるもの(以下「見本」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定により申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請者に対してデザインの使用を承認し、書面にて通知するものとする。

- (1) デザインの使用の目的がエシカル消費の促進を図るものでないと認められるとき
- (2) 営利を目的とした事業において使用するとき。ただし、当該使用について市長が適当であると認めた場合は、この限りでない。
- (3) エシカップのイメージ又は飯田市の信用を損なう恐れがあると認められるとき
- (4) 自己の商標や意匠とするなど著作権者の権利を侵害する恐れがあると認められるとき
- (5) 法令又は公序良俗に反する恐れがあると認められるとき
- (6) 特定の個人、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与える恐れがあると認められるとき
- (7) 別図に定められたデザイン以外のものを使用するとき
- (8) 申請者が飯田市暴力団排除条例(平成23年飯田市条例第34号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者であるとき
- (9) 前各号に定めるもののほか、デザインの使用が適当でないと市長が認めるとき

2 市長は、前項の規定により使用の承認をした場合において、申請者に対して当該使用に係る条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の審査によりデザインの使用を承認しなかった場合は、申請者に対して理由を付して書面にて通知しなければならない。

(承認内容の変更)

第5条 前条第1項の規定によりデザインの使用の承認を受けた者は、承認されたデザインの使用の申請書等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、エシカップ使用承認変更申請書(様式第2号)に見本を添付し、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定により提出された見本の内容を変更しないときは、当該見本の添付を要しない。

3 第4条の規定は、前項の変更申請が提出された場合に準用する。この場合において同条第1項中「前条の規定により」とあるのは「第5条第1項の規定により」と読み替えるものとする。

(使用の条件)

第6条 前2条の規定による使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該使用を行

うにあたって次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) デザインの改変等の応用使用を行わないこと。
- (2) 承認を得た申請の内容以外のデザインの使用を行わないこと。
- (3) デザインの使用に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) デザインの下部等適切な位置に「飯田市エシカル消費啓発キャラクターエシカップ」と表記すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、デザインの適切な使用を図るために行う市長の指示に従うこと。

(使用料)

第7条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用の承認の取消し)

第8条 市長は、使用者がこの規程に違反したときは、デザインの使用の承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により使用承認を取り消された場合において、使用者に生じた損害について、市長はその責めを負わない。

(所管)

第9条 エシカップの使用に関する事務は、市民協働環境部市民課消費生活係において行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、エシカップの使用に係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は令和5年10月3日より施行する。